合併協定書

奈 良 市月 ヶ 瀬 村都 祁 村

1 合併の方式

添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

3 合併後の市の名称

合併後の市の名称は、「奈良市」とする。

4 合併後の市の事務所の位置

合併後の市の事務所の位置は、現奈良市役所の位置とする。(奈良市二条大路南一丁目1番1号)

5 財産の取り扱い

月ヶ瀬村及び都祁村の財産は、奈良市に引き継ぐ。なお、月ヶ瀬村及び都 祁村の地元の集落集会所として利用に供されている施設については、合併ま でに、関係機関と協議の上、地元自治会等に譲与する。

6 議会の議員定数等の取り扱い

奈良市の議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第6条第2項及び第5項の規定を適用し、46人とする。この場合において、月ヶ瀬村及び都祁村の区域ごとに選挙区を設けるものとし、その定数は、各1人とする。

7 農業委員会の委員の定数等の取り扱い

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会は、奈良市農業委員会に統合する。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村の農業委員会の選挙による委員で奈良市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、6人に限り、奈良市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き奈良市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3)合併後の一般選挙時における農業委員会の委員の定数は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき30人とし、奈良市の区域は4選挙区24人、月ヶ瀬村及び都祁村の区域は1選挙区6人とする。

- 8 地方税の取り扱い
- (1)個人市民税については、奈良市の制度に統一する。
- (2)法人市民税については、奈良市の制度に統一する。ただし、法人税割税率については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成19年度までは不均一課税とする。
- (3)固定資産税については、奈良市の制度に統一する。ただし、宅地の評価 方法は、平成18年度の評価替え時から奈良市の評価方法に統一する。
- (4)入湯税については、奈良市の制度に統一する。
- (5)軽自動車税については、奈良市の制度に統一する。
- (6)事業所税については、奈良市の制度に統一する。ただし、月ヶ瀬村、都 祁村に所在の事業所については、合併特例法第10条第1項を適用し、平 成19年度までは課税免除とし、その後の平成20年度及び平成21年度 は税率を2分の1として課税する。
- 9 一般職の職員の身分の取り扱い
- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の定数内の職員は、すべて奈良市の職員として引き 継ぐ
- (2)職員の任免、給与その他の身分の取り扱いについては、奈良市の職員と 不均衡が生じないよう公正に取り扱う。
- 10 特別職の職員の身分の取り扱い 月ヶ瀬村及び都祁村の常勤の特別職の職員(教育長を含む。)は、失職する。
- 11 事務組織及び機構の取り扱い
- (1)合併後の月ヶ瀬村役場及び都祁村役場は、行政センターとする。
- (2)行政センターの業務は、現在、奈良市に設置されている出張所の業務に、 月ヶ瀬村及び都祁村独自の業務等を加えたものとする。
- 12 広域行政事務の取り扱い
- (1)月ヶ瀬村及び都祁村は、奈良県市町村職員退職手当組合を合併までに脱退する方向で関係機関と調整する。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村は、天理市・月ヶ瀬村・都祁村・山添村介護認定審査会 を合併までに脱退する方向で関係機関と調整する。
- (3)都祁村が加入している奥山組合及び神野山組合については、合併の日をもって奈良市として引き続き加入する。
- (4) 月ヶ瀬村及び都祁村は、合併までに山辺広域行政事務組合を脱退する方

向で、次のとおり関係機関と調整する。

- ア 月ヶ瀬分遣所及び都祁消防署の消防施設は、現状のまま引き継ぐ。
- イ 月ヶ瀬分遣所及び都祁消防署の現有体制を維持するために必要な消防 職員は、山辺広域行政事務組合の職員の割愛と、一定期間の派遣を受け ることを基本とする。
- ウ 月ヶ瀬村及び都祁村の消防団は、奈良市消防団に統合する。
- エ ふるさと市町村圏ソフト事業は、廃止する。
- (5)月ヶ瀬村及び都祁村は、合併までに一般廃棄物の処理にかかる天理市への事務委託を廃止し、合併後、月ヶ瀬村及び都祁村の一般廃棄物の処理については、奈良市の制度に統一する。
- 13 使用料、手数料等の取り扱い

使用料、手数料等の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。ただし、保育料のうち負担増となるものについては、5カ年間において段階的に統一する。

- 14 公社・公共的団体の取り扱い
- (1)都祁村土地開発公社は、合併までに清算し解散する。
- (2)財団法人都祁村地域振興財団は、合併後も引き続き存続する。
- (3)次に掲げる公共的団体は、現行のとおりとする。
 - ア 奈良商工会議所と月ヶ瀬村及び都祁村の商工会
 - イ 奈良市と月ヶ瀬村の漁業協同組合
 - ウ 奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の森林組合
 - エ 奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の観光協会
 - オ 財団法人月ヶ瀬梅渓保勝会
 - カ 月ヶ瀬村ふるさと振興公社
- 15 補助金、交付金等の取り扱い
- (1)団体運営補助について
 - ア 活動内容を同じくする団体については、組織統合の方向で調整を進める。
 - イ 補助金は、原則として奈良市の制度による。
- (2) 事業補助について
 - ア 奈良市と同一又は同種の制度については、原則として奈良市の制度に 統一する。
 - イ 月ヶ瀬村又は都祁村が実施している制度については、従来からの経緯、

実情等に配慮し、原則として継続する。

16 町名・字名の取り扱い

- (1)月ヶ瀬村は、大字の2文字を削除し、その名称に「月ヶ瀬」の冠称を付して新町名とする。
- (2)都祁村は、大字の2文字を削除し、旧大字名を基本に新町名とする。

17 慣行の取り扱い

市の憲章、市章、市旗及び市の花、木、鳥については、奈良市に統一する。 なお、月ヶ瀬村及び都祁村の憲章、村章、村旗及び花・木については、両 地域のシンボルとして継承していく。

18 国民健康保険事業の取り扱い

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

19 介護保険事業の取り扱い

介護保険事業については、奈良市の制度に統一する。ただし、第1号被保 険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。

20 自治会組織の取り扱い

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の自治会組織は、奈良市の制度に統一する。ただし、 月ヶ瀬地域を1地区連合会、都祁地域を4地区連合会とする。
- (2) 自治会組織の長に対する感謝状贈呈については、奈良市の制度に統一する。

21 諮問機関の取り扱い

諮問機関については、奈良市の制度に統一する。

22 水道事業の取り扱い

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市に引き継ぐ。ただし、月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市の上水道事業会計とは別会計による取り扱いとする。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村の水道料金及び施設分担金等については、当分の間、 現行のとおりとする。

23 姉妹都市

月ヶ瀬村の松原市との友好交流は、月ヶ瀬地域との交流事業として継続する方向で、松原市と調整する。

24 電算システム事業

情報処理システムについては、住民サービスの低下をまねかないよう、基本的に奈良市のシステムに統一する。

25 広報公聴関係事業

- (1)月ヶ瀬村の有線放送事業は、ケーブルテレビ整備事業完了後、速やかに 移行することを前提に、事業主体である奈良県農業協同組合と協議する。
- (2) 広報誌の編集、発行及び配布方法は、奈良市の制度に統一する。

26 消防防災関係事業

- (1)防災会議及び地域防災計画については、奈良市の制度を基本とする。
- (2)防災行政無線については、奈良市の無線設備及び通信体制を基本に現行 施設及び設備を利用し、統一する。

27 税務関係事業

- (1)都祁村の前納報奨金制度は、廃止する。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村の納税組合及び納税奨励金制度は、廃止する。

28 交通関係事業

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の生活バス路線は、唯一の公共交通機関であるため、 現状のとおり維持する。
- (2)今後の地域交通路線については、高齢者等の利便性を確保するため、交 通路線及び実施方法を検討する。

29 診療所(直営)事業

月ヶ瀬村及び都祁村の国民健康保険直営診療所は、地域の医療施設とする。

30 障がい者福祉事業

- (1)心身障がい者医療費の助成は、奈良市の制度に統一する。
- (2)身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者優遇措置事業については、 奈良市の制度により実施する。

(3)月ヶ瀬福祉センター及び都祁村福祉センターは、複合施設として、引き続いて高齢者や障がい者など地域住民の利用に供する。

31 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者の在宅サービスについては、次のとおりとする。
 - ア 配食サービス事業、ひとり暮らし老人友愛訪問員、緊急通報システム 事業及び老人福祉電話については、奈良市の制度に統一する。
 - イ いきがい活動支援通所サービス及び外出支援サービスについては、月 ヶ瀬村及び都祁村で実施の制度を、当分の間、存続する。
- (2)高齢者の生きがい対策事業として実施の優遇措置事業、ふれあい事業及 び長寿お祝い事業については、奈良市の制度に統一する。
- (3)月ヶ瀬村の老人憩の家及びすこやか館は、地域の高齢者の心身の健康増進を図るための拠点とする。
- (4)都祁村軽作業場は、地域の高齢者が生きがいを持って就労できる軽作業場とする。

32 児童福祉事業

乳幼児医療費及び母子家庭医療費の助成は、奈良市の制度に統一する。

33 保育事業

- (1)保育所の運営管理は、奈良市の基準に統一する。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村のへき地保育所の運営管理については、次のとおりとする。
 - ア 月ヶ瀬村については、合併後、段階的に奈良市の基準に統一する。なお、これまでの経緯から、通園バスの運行については存続する。
 - イ 都祁村については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、保育所の 統合を進め、廃止する。

34 その他の福祉事業

- (1) ふれあい福祉大会については、奈良市が開催する大会に統合する。
- (2) 奈良市、月ヶ瀬村、都祁村で主催の戦没者追悼式については、奈良市の 式典に統合する。
- (3)月ヶ瀬村及び都祁村の戦没者については、遺族の申し出により、慰霊塔公園内の合祀者慰霊碑に追記する。

35 健康づくり事業

- (1)月ヶ瀬福祉センター及び都祁村保健センターは、それぞれ地域の保健活動の拠点とする。
- (2)各種健康診査については、奈良市の制度に統一する。なお、月ヶ瀬村及 び都祁村のこれまでの経過を踏まえ、検診の方法及び自己負担金について は、次のとおりとする。
 - ア 検診の方法は、平成19年度までは月ヶ瀬村及び都祁村においては個 別検診及び集団検診の選択制とするが、平成20年度以降は、奈良市の 制度に統一する。
 - イ 自己負担金は、個別検診にあっては奈良市の料金のとおりとし、集団 検診にあっては現行のとおりとする。

36 環境対策事業

- (1)都祁村が加入している山辺環境衛生組合については、合併の日をもって 奈良市として引き続き加入する。
- (2)月ヶ瀬村及び都祁村のし尿の収集・運搬及び処分等は、山辺環境衛生組 合において行う。

37 農林水産関係事業

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村の農業振興地域は、現行のとおりとし、農業振興地域整備計画は、合併後速やかに奈良市の計画を基本に変更する。
- (2)次に掲げる事業は、奈良市の制度に統一する。
 - ア 県営ため池整備事業及び団体営ため池整備事業
 - イ 市町村治山事業
 - ウ 水と農地活用促進事業
 - 工 災害復旧事業
- (3)都祁村単独土地改良整備事業については、廃止する。
- (4) 奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の標準小作料は、現行のとおりとする。
- 38 商工・観光関係事業 針テラスの運営・管理事業は、奈良市に引き継ぐ。

39 建設関係事業

- (1)準用河川の占用許可、行政財産(用悪水路)の使用許可及び法定外公共物(国有水路)の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。
- (2) 奈良県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金については、奈

良市の制度に統一する。

- (3)月ヶ瀬村及び都祁村の地域は、奈良市屋外広告物条例の許可を要する区域とする。ただし、既存の屋外広告物については、合併後3年間の経過措置を設ける。
- (4)公営住宅の家賃、家賃減免及び維持修繕については、奈良市の制度に統 一する。
- (5)月ヶ瀬村及び都祁村の都市計画区域については、合併後、市民の意向を 踏まえ県と調整する。
- (6)月ヶ瀬村及び都祁村の開発指導・許可等については、奈良市開発指導要 綱等を基本に調整する。
- (7)月ヶ瀬村及び都祁村の建築確認・建築指導等については、現行のとおり とし、必要に応じ奈良市開発指導要綱等により調整する。

40 市村立の学校等の通学区域

月ヶ瀬村及び都祁村の小学校・中学校の通学区域は現行のとおりとし、将来において児童・生徒数に著しく増減がある場合は、地域の実情に配慮し検討する。

41 学校教育事業

- (1)月ヶ瀬村及び都祁村のスクールバスについては、現行のとおり運行する。 ただし、運行形態等については、合併後関係機関等で調整する。
- (2) 遠距離通学児童生徒通学費助成については、奈良市の制度を適用する。
- (3)月ヶ瀬村及び都祁村の給食センターは、現行のとおりとする。ただし、 給食費、実施回数等は、奈良市の制度に統一する。

42 文化振興事業

文化振興事業は、奈良市の制度に統一する。ただし、月ヶ瀬村及び都祁村の文化祭事業は、地域の文化事業として継続実施する。

43 コミュニティー施策

情報通信基盤施設については、奈良市、月ヶ瀬村、都祁村間で格差が生じないよう、総合的に順次整備を進める。

44 社会教育事業

(1) 月ヶ瀬村及び都祁村の指定文化財は、合併後旧村指定文化財とするが、 このうち、重要と認められるものは、基礎調査のうえ、奈良市文化財保護 審議会に諮り、奈良市指定文化財に指定する。

- (2)公民館については、月ヶ瀬地域に地区公民館1館(現月ヶ瀬文化センター)を、都祁地域に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、 管理運営等は、奈良市の制度に統一する。
- (3)月ヶ瀬村及び都祁村の体育施設の管理運営については、奈良市の制度に 統一する。
- (4)体育・スポーツ大会については、奈良市の制度に統一する。 なお、月ヶ瀬地域、都祁地域で実施される各種大会については、地区スポーツ団体において存続する。

45 社会福祉協議会

- (1)社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう、調整する。
- (2)自主事業及び受託事業については、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村のそれ ぞれの事情を尊重しながら調整する。

46 若者定住促進対策

若者定住促進事業は、合併後月ヶ瀬地域において平成20年3月31日まで適用し、その後廃止する。ただし、若者定住研修助成金の交付については、合併の前日までの適用とする。

47 その他の事業

- (1)地籍調査事業については、継続して実施する。
- (2)選挙に関する事務については、次のとおりとする。
 - ア 投票区(所)及び期日前投票所は、現行のとおりとする。
 - イ 開票は、1か所で行う。
 - ウ 選挙の管理執行については、奈良市の執行体制・方式に統一する。
 - エ 農業委員会の委員の選挙については、合併後の選挙区の設定、定数の配分に従い、奈良市の執行体制・方式により行う。
- (3)都祁村史は、平成16年度中に都祁村において印刷出版業務を行い、合併後、その配布・頒布業務は奈良市に引き継ぐ。
- (4)入札制度については、奈良市の制度に統一する。
- (5)月ヶ瀬村及び都祁村の区域に、まちづくり全般について協議を行う地域 住民による協議組織を設ける。

なお、調整内容の詳細については、奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会において、確認したとおりとする。

調 印 書

奈良市、月ヶ瀬村、都祁村は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律 第6号)第3条第1項の規定に基づく奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会に おいて、新市建設計画を作成するとともに、以上のとおり合併に関する協議が 整ったので、ここに調印する。

平成16年8月20日

奈 良 市 長

月 ヶ 瀬 村 長

都 祁 村 長

立 会 人

奈 良 県 知 事

奈良市議会議長

月ヶ瀬村議会議長

都祁村議会議長